

会津高原観光案内マップ作成配布業務 プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は「会津高原観光案内マップ作成配布業務」において、プロポーザル方式により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 会津高原観光案内マップ作成配布業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 契約限度額 2, 1 4 2, 0 0 0 円（税込）

3. 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (3) 本組合の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている者。
 - (ウ) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - (オ) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

4. スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| （１）公告日 | 令和 7 年 9 月 2 日 |
| （２）質問受付期間 | 令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 9 月 8 日 |
| （３）質問に対する回答 | 令和 7 年 9 月 9 日正午頃 ※HP上に掲載 |
| （４）参加表明書等提出期限 | 令和 7 年 9 月12日 |
| （５）企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 9 月26日 |
| （６）審査（書面審査） | 令和 7 年 9 月29日～10月 2 日（予定） |
| （７）審査結果通知 | 令和 7 年10月 3 日以降 ※参加者へ通知 |
| （８）契約締結 | 令和 7 年10月 |

5. 質問の受付及び回答

（１）受付期間

令和 7 年 9 月 2 日（火）から令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで

（２）提出方法

所定の質問書（様式 1）に記入し、「12. 参加表明書・企画提案書等の提出先及び問合せ先」まで電子メール又は F A X により提出すること。

なお、電話による質問は受付けない。

（３）質問への回答

令和 7 年 9 月 9 日（火）正午頃までに組合ホームページに掲載する。（個別の回答は行わない。）

6. 参加表明書の提出

（１）提出期間

令和 7 年 9 月12日（金）午後 5 時まで（必着）

（２）提出方法

参加表明書（様式 2）を「12. 参加表明書・企画提案書等の提出先及び問合せ先」まで電子メール又は F A X により提出すること。件名は「会津高原観光案内マップ作成配布業務 プロポーザル参加表明書」とし、電子メール又は F A X 送付後、電話にて送付した旨を知らせること。

7. 企画提案書等の提出

（１）提出期限

令和 7 年 9 月26日（金）午後 5 時まで（必着）

（２）提出方法

「12. 参加表明書・企画提案書等の提出先及び問合せ先」まで持参又は郵送すること。持参の場合は、提出期間内の平日午前 9 時から午後 5 時まで、郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で発送すること。

（３）提出書類

①「会津高原観光案内マップ」の案 ※大まかな配置等を示したものとし、細部の作りこみは不要

②企画提案書（様式自由。表紙を除き、A 4 判両面印刷10ページ以内。）

- ③見積書（様式自由、見積内訳書等積算根拠のわかるものを添付）
- ④業務実績書（様式3）
- ⑤会社概要書（様式4）
- ⑥誓約書（様式5）

（4）提出部数

①～⑤ 7部（正本1部、副本6部）、⑥ 1部

8. 審査方法等

（1）審査方法

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）が行う。審査会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託者選定の条件とする。

また、総得点が同点となった場合、審査会による協議の上、業務委託予定者を決定する。

本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ参加すること。（審査基準は下記参照）

（2）業務委託予定者の選定方法

- ・各審査員が評価店点の合計得点を算出する。
- ・審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定する。
- ・各審査員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。

（3）審査結果の通知及び公表

審査結果については、プロポーザル参加者に対して書面により通知するとともに、組合ホームページに掲載する。（業務委託予定者は名称も掲載する。）なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

9. 契約

本プロポーザルは、業務委託予定者の特定を目的に実施するものであり、提案内容のとおり契約するものではない。契約内容等については、提案内容を基本としつつも、本組合と業務委託予定者が協議して決定する。

なお、業務委託予定者と協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、次点交渉権者と契約に向けて協議を行う。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）上記3の参加資格に定めた要件を欠いたとき。
- （2）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （3）提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。
- （4）審査の公平性を害する行為があったとき。

11. その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は本プロポーザルにおける選定以外に使用しない。
- (3) 提出書類については、本組合がやむを得ないと認める場合を除き、提出後の修正又は変更はできない。
- (4) 企画提案書の提出は、1 参加者につき 1 提案のみとする。
- (5) 本事業で作成した観光案内マップに関する権利は、本組合に帰属する。
- (6) 本事業で作成した観光案内マップは、本組合ホームページ等において二次使用を行う場合があるので、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、作成にあたっては必要な許諾を得ること。やむを得ず二次使用が認められないコンテンツ（観光案内マップに使用する画像を含む）等がある場合は、その内容等を本組合に対して明示すること。
- (7) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (8) やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費や損害賠償を本組合に請求することはできない。
- (9) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で本組合に通知すること。

12. 参加表明書・企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙65（消防本部・署庁舎3階）

南会津地方広域市町村圏組合事務局

担当 : 総務課企画振興係 小杉・玉川

電話 : 0241-62-0054

FAX : 0241-62-0115

E-mail : kikaku@minamiaizu-kouiki.jp

【審査基準】

審査項目・評価基準	評価得点	加点率
【企画全体】 ・効果的な情報発信となるよう考慮した構成が提案されているか。	1・2・3・4・5	×5
【デザイン性】 ・南会津地方の魅力についてしっかりと訴求でき、インパクトのあるデザインやキャッチコピー等の提案がなされているか。	1・2・3・4・5	×5
【コンテンツ】 ・南会津地方のコンテンツが偏りなく組み込まれた内容となっているか。	1・2・3・4・5	×4
【仕様】 ・観光案内マップの仕様、単価、総額は適正か。	1・2・3・4・5	×4
【業務の実績】 ・観光案内マップ作成及び配送業務の遂行に必要なノウハウや実績を十分に有しているか。	1・2・3・4・5	×2
合計 100点		

○評価得点

評価得点	評 価
5	特 に 優 れ る
4	優 れ る
3	良 い
2	普 通
1	良 く な い